

パナマにおける新型コロナウイルスに関する国家非常事態宣言

令和2年3月13日

12日保健省は、パナマ国内での新型コロナウイルスの感染者が27人になったことを公表しました。

同日、コルティソ大統領は、13日の閣議を経て国家非常事態を宣言し、コロナウイルス拡散防止措置の強化の方針を発表しました。その概要は以下の通りです。

- ・生活必需品の購入数の制限、保健衛生用品の売買金額の上限設定
- ・薬品登録の迅速化、生活必需品、衛生用品の輸入関税の撤廃
- ・国内生産者からの肉・穀物の買い取り保証
- ・従業員の雇用維持のための企業の法人税、手数料等の支払い先送り
- ・労働者の労働時間設定の柔軟性を担保する規則の導入
- ・労働者の在宅勤務を可能としたテレワーク法（施行済み）の積極的活用の推奨
- ・銀行監督庁に対し、銀行資金の流動性を上げることで、総額12億52百万ドルに値する融資枠を促す臨時措置を講じるよう求める